

# 派遣法律相談説明書

(相談所に赴いて相談を受けることが困難な方)

神奈川県弁護士会総合法律相談センター

- \*当総合法律相談センターでは、相談者又は代理の方が予約の上、各法律相談所にお越しいただき、法律相談を受けていただくことを原則としております。従いまして、特別な事情から弁護士を派遣する必要があると認められたときのみ、この制度により派遣する扱いとなっております。
- \*日本司法支援センター（法テラス）の派遣相談を利用できる場合には、まずはそちらをご利用下さい。

派遣法律相談とは以下のような内容の制度ですので、お申込みをされる場合には、本説明書をよくお読み下さい。

## 1. 派遣対象

相談所に赴いて相談を受けることが困難な方

## 2. 内容及び条件

- ①相談者の法律問題に関する相談であること
- ②相談者が弁護士会での法律相談を受けることができないこと
- ③相談者の代理人(家族等)が弁護士会に来て法律相談を受けることができないこと
- ④原則として支援機関を経由した申込みに限ります。

※支援機関からのお申込みができない場合にはその理由を申込書にご記載いただきます。

- ⑤支援機関の担当者が相談に立会ってもらえること
- ⑥相談料の支払いが可能であること

※支援機関とは、老人ホーム、福祉施設、行政機関等を指します。

## 3. 派遣弁護士

原則として1名派遣いたします。

ただし、支援機関を経由しない本人申込みの場合で、弁護士会が相当と認められた場合には、2名を派遣いたします。

## 4. 相談時間

1時間

## 5. 相談料

- ①1名派遣の場合 2万円（交通費・消費税込み）

- ただし、往復の交通費が1万円を超える場合は3万円  
②2名派遣の場合 3万円（交通費・消費税込み、2名合計）  
ただし、往復の交通費が1万円を超える場合は5万円  
※相談料は、相談に先立ち、現金書留によりお支払いいただきます。

## 6. 申込みから法律相談までの流れ（支援機関経由の場合）

- ①「派遣法律相談申込書」を弁護士会にご提出下さい。  
↓
- ②弁護士会から相談担当弁護士決定と相談料の支払い先について連絡をします。  
※本制度の趣旨・目的に反し弁護士を派遣することが不相当と判断した場合、派遣できない場合がございます。  
↓
- ③相談料を相談担当弁護士宛に現金書留にてお送り下さい。  
↓
- ④相談担当弁護士から支援機関に連絡し、相談日の調整を行います。  
↓
- ⑤法律相談実施（支援機関のご担当者様の立会いをお願いします。）

## 7. 弁護士への事件の依頼について

原則として1名の弁護士が受任します。ただし、依頼される方の状況や事件の内容によっては、弁護士の判断により依頼をお引き受けできない場合もあり、必ずしも貴方の希望に添えないこともありますのでその点をご承知おき下さい。

また、弁護士に依頼する場合には、別途、着手金・報酬金が必要です。着手金・報酬金については、依頼される方と弁護士が協議して決めることとなります。その他、日当や交通費等の実費がかかりますが、詳細は受任弁護士とご相談下さい。

以上の点につき、ご了解いただける場合には、別紙の「派遣法律相談申込書」に必要事項をご記入の上、ご返送下さい。

なお、同申込書に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合等には弁護士を派遣しない、受任した弁護士が直ちに辞任する等の処置をとる場合がありますので、予めご承知おき下さい。

<申込先>

〒231-0021

横浜市中区日本大通9番地 神奈川県弁護士会館

神奈川県弁護士会総合法律相談センター

TEL 045-211-7701 FAX 045-212-0333